

感染症情報

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令等について

(地Ⅲ95F)

平成21年 7月24日

日本医師会感染症危機管理対策室長 飯 沼 雅 朗

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布され、本日(24日)より施行されることとなり、厚生労働省健康局結核感染症課から各都道府県等の新型インフルエンザ担当部局に対し、添付のとおり通知、事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今回の省令改正により、医療機関が新型インフルエンザ(A/H1N1。以下同じ)の患者(疑似症患者を含む。以下同じ)を診断した場合であって、感染症法第12条に基づく保健所への届出が必要な場合は、下記のとおりとなります。

また、今回の改正に伴い症例定義の変更が行われ、同様に厚生労働省より通知されております。

記

○医師が新型インフルエンザ患者を診断した場合で感染症法第12条に基づき医師による保健所への届出が必要となるケース

- ・当該医師が同一の施設に通う患者でインフルエンザ様症状を呈する者を1週間以内に2名以上診察した場合
⇒保健所へ届出
- ・新型インフルエンザ患者と診断した患者に対し、問診等により当該患者の属する集団(学校、社会福祉施設、医療施設、職場、部活動、サークル、塾、寮などで目安としては10名以上の集団)で他に新型インフルエンザ様症状を呈している者がいる可能性があるかと判断。
⇒保健所に連絡し、患者の属する施設で確定患者が出ていることが判明した場合、または保健所に寄せられた連絡の内容から集団発生が疑われる場合
⇒保健所へ届出

省令改正に伴う医師の届出の変更についてのQ & A

平成21年 7月22日

1 医師の届出に関するQ & A

問1 今般の省令改正で、新型インフルエンザ(A/H1N1)の患者を診断した場合でも、保健所に対する届出は不要になったのか。

6月19日に「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(改定版)」が策定され、新型インフルエンザ(A/H1N1)について、個々の発生例すべてを把握するのではなく、放置すれば大規模な流行につながる可能性のある集団発生を重点的に把握する旨の方針が示された。

これを受け、感染症法施行規則の一部を改正し、新型インフルエンザ(A/H1N1)の患者(疑似症患者を含む。以下同じ)を診断した場合であっても、その事例が、集団的に発生していただければ、感染症法第12条に基づく医師の届出を付不要としたところです。

具体的に、診断した新型インフルエンザ(A/H1N1)の患者について、感染症法第12条に基づく届出が必要な場合とは、以下のような場合です。

- ・患者が通っている又は入所、入居等している施設(以下単に「患者の通う施設」という)において、新型インフルエンザ(A/H1N1)の確定患者が確認されている旨の連絡を保健所長から受けた場合

- ・患者の通う施設において、新型インフルエンザ(A/H1N1)が集団的に発生しているおそれがある旨の連絡を保健所長から受けた場合

また、上記のような場合以外であっても、医師がインフルエンザ様患者を診察した場合であって、患者が通う施設において新型インフルエンザ(A/H1N1)の集団的な発生が疑われるような場合であれば、広く保健所に連絡してください。

問2 「インフルエンザ様症状の患者を診察した場合であって、患者が通う施設において新型インフルエンザ(A/H1N1)の集団的な発生が疑われるような場合」とは具体的にどのような場合か。

問診の結果、患者の周囲に複数のインフルエンザ様症状を呈している者がいる可能性があるとは判断される場合や、医師が同一の施設に通う患者でインフルエンザ様症状を呈する者を1週間以内に2名以上診察した場合等をいいます。

問3 「患者が通う施設において」とあるが、具体的に何を指すのか。また、逆にどのようなものが当たらないのか。

学校、社会福祉施設、医療施設、職場、部活、サークル、塾、集団生活をしている寮などが当たります。

逆に、集団の規模が小さい家族(家)や、反復して、継続的に、同一の者が接触することとはならないスポーツクラブ、イベント(スポーツ大会、結婚式、祭り)などは、一義的には当たりません。ただし、地域で定期的に開催される大規模なイベントなどは、大規模な感染拡大の端緒を捕らえる可能性があるため、当該イベントに参加していた者の中でインフルエンザ様症状を呈する者を複数診断した場合、保健所への連絡の対象としていただくことが望まれます。

問4 問3で「患者が通う施設」として挙げられた施設において、複数のインフルエンザ患者が発生している疑いがあると判断される場合は、集団の規模等にかかわらず、保健所への連絡対象となるのか。

集団内における感染拡大を防止する趣旨に鑑み、ある程度の規模以上の集団を対象とすべきであると考えています。そのため、家族や小規模なものは対象としないこととしており、目安として10人以上の集団について、連絡の対象として考えてください。

問5 学校は連絡の対象となるとのことであるが、それは学級単位で考えるのか、この判断によって、連絡対象が大きく変わることになる。

学校単位で判断することとします。

問6 問1にある感染症法第12条に基づく届出が必要になる場合の「保健所長からの連絡」とは具体的にどのような場合に、どのようになされるのか。

保健所長からの連絡はFAXや電子メール等の書面で行うこととなります。具体的には、医師から患者が通う施設において集団的な発生が疑われる旨の連絡を受け、保健所が必要な検査、確認を行い、当該集団で確定患者が出た場合や集団的な発生のおそれがあると判断した場合に、医師に対し、書面を送付します。

当該書面を受けた医師は、感染症法第12条に基づき、必要事項を発生届出の様式に記入の上、最寄りの保健所に届出を行ってください。

新型インフルエンザ (A/H1N1) に係る今後のサーベイランス体制について

(地Ⅲ100F)

平成21年 7月31日

日本医師会感染症危機管理対策室長 飯 沼 雅 朗

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正については、7月24日付け(地Ⅲ95F)をもってご連絡申し上げたところですが、これに伴い、新型インフルエンザのサーベイランス体制について、添付のとおり厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局より、各都道府県等の衛生主管部局宛事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今後のサーベイランス体制は、サーベイランスの種類によって、概略下記のとおりとなります。

記

1. 新型インフルエンザサーベイランス体制

(1) クラスタ(集団)サーベイランス

- ・ 医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、問診等により、当該患者の属する施設において、新型インフルエンザ(A/H1N1)が集団的に発生している疑いがあると判断した場合、最寄りの保健所に連絡する(7月24日付け(地Ⅲ95F)参照)。
- ・ 学校の設置者は、インフルエンザに感染、もしくはその疑いがある者に対し出席停止が行われた場合、または臨時休業の措置が行われた場合、保健所に連絡する。また、それ以外の場合でも、原則として同一学級または部活動単位等で7日以内にインフルエンザ様症状による2名以上の欠席者(教職員を含む)が発生した際には、速やかに保健所に対して情報を伝達する。
- ・ 社会福祉施設等の施設長等は、入所者、利用者、職員等において、インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め2名以上が、医師の診察を受けたうえで新型インフルエンザ(A/H1N1)の感染を強く疑われた場合、保健所に連絡する。
- ・ 上記の連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市または特別区(以下、都道府県等という)に報告を行うとともに、地方衛生研究所にPCR検査の実施を依頼し、これらの集団発生が新型インフルエンザ(A/H1N1)によるものであるかどうかを把握する。
- ・ 都道府県等は、感染症法第12条の規定に基づく医師の届出により、新型インフルエンザ(A/H1N1)の集団発生が確認された施設に属する患者の発生数等の情報を把握する。
- ・ 都道府県等は、当分の間、法第12条の規定に基づく医師からの届出を、国に対しFA X等により直ちに報告する。

(2) インフルエンザ様疾患報告

- ・ 保健所は、管内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校と連携し、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)の状況及び欠席者数を把握し、これらを1週間分(日曜日から土曜日まで)集計し、翌週月曜(休日の場合はその翌営業日)までに、都道府県等に報告する。
- ・ 都道府県等は、入手した情報を速やかに感染症サーベイランスシステム(NESID)で国に報告する。

(3) ウイルスサーベイランス

- ・ 新型インフルエンザウイルスの抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、病原性の変化の把握や診断・治療方針の見直しに役立てることなどを目的とし、ウイルスサーベイランスを実施する。
- ・ 都道府県等は、所管している地方衛生研究所と協議を行い、本サーベイランスにおいて検査を行う検体数の上限をあらかじめ定めておくこととする。
- ・ 病原体定点医療機関は、定点医療機関あたりのインフルエンザの患者の報告数があらかじめ定めた検体数の上限に達するまで、インフルエンザ定点医療機関として保健所に報告する全てのインフルエンザの患者及び新型インフルエンザ患者について、検体を採取する。
- ・ 病原体定点医療機関は、定点医療機関あたりの季節性インフルエンザの患者の報告数があらかじめ定めた検体数の上限を超える場合、保健所に報告するインフルエンザの患者及び新型インフルエンザ(A/H1N1)の患者の一部に限り、状況に応じて、検体を採取する。この際、

年齢区分等に応じ、バランスのとれたサンプリングを行うよう留意しつつ、各地方衛生研究所であらかじめ取り決めた計画に基づき実施する。

- ・保健所は採取された検体を入手し、地方衛生研究所に送付し、地方衛生研究所は、病原体定点医療機関から送付されたすべての検体について、確認検査(ウイルスの分離・同定又はPCR検査)を行う。
 - ・地方衛生研究所は、検査結果が判明し次第、直ちに厚生労働省に対して、検査に係る情報を感染症サーベイランスシステム(NESID)で報告する。
- (4) インフルエンザ入院サーベイランス
- ・すべての入院医療機関において、医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者であって入院を要するものを確認した場合(ただし、インフルエンザ迅速診断キットB型陽性である場合等、新型インフルエンザ(A/H1N1)であることが除外される場合を除く)、所管の保健所に対し連絡を行う。その際、当該医療機関においては、極力、患者の検体を採取しておく。
 - ・連絡を受けた保健所は、患者の検体を入手し、地方衛生研究所に対してPCR検査の実施を依頼する。
 - ・PCR検査が陽性だった場合、保健所は患者の入院する医療機関に連絡し、患者の臨床情報を入手するとともに、速やかに都道府県等に報告する。
 - ・保健所は、患者の入院する医療機関と連携し、患者の臨床情報を週に一度、原則として報告日の前日に更新するものとし、更新した最新の情報を火曜日(休日の場合はその翌営業日)までに、都道府県等に報告する。
 - ・都道府県等は、これら入手した情報を、暫定的感染症サーベイランスシステム(iNESID)で速やかに厚生労働省に報告する。
- (5) インフルエンザサーベイランス
- ・インフルエンザ定点医療機関は、感染症法第14条の規定に基づき、インフルエンザと診断した患者について、1週間(月曜日から日曜日)ごとに、保健所に報告する。
 - ・新型インフルエンザと診断された患者(疑似症患者を含む)に係る情報については、同法第12条の規定に基づく届出にかかわらず、同法第14条の規定に基づく届出と同様の様式、方法にて、保健所に報告する。
 - ・保健所は、入手した情報を毎週水曜までに、厚生労働省に感染症サーベイランスシステム(NESID)で報告する。

2. 都道府県等から厚生労働省へ連絡するケース

感染の急激な拡大や重症化、病原性の変化等、より迅速な情報収集や対応を図るため、以下の事象を把握した都道府県等は、厚生労働省に電話で速やかな連絡を行う(厚生労働省と都道府県等との連携のもと、最初の数例については公表する)。

- (1) インフルエンザ様症状を呈する患者の集団発生について、50人を超える規模のものを把握した場合。
- (2) 医療機関において、入院患者又は職員で、インフルエンザ様症状を呈する患者の10人以上の集団発生を把握した場合。
- (3) 社会福祉施設等において、入所者、利用者又は職員等で、インフルエンザ様症状を有する患者の10人以上の集団発生を把握した場合。
- (4) 新型インフルエンザの入院患者が、入院中に人工呼吸器を使用したこと、急性脳症を発症していること又は集中治療室に入室していることを把握した場合。
- (5) 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザと診断された患者が死亡した場合または死亡した者について確認検査により新型インフルエンザと判明した場合。
- (6) 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、抗原性の変化や薬剤耐性等を確認した場合。
- (7) その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合。

新型インフルエンザに係るサーベイランス体制についてのQ & A

平成21年7月24日

1 全体

問1 新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの患者が増えてきた場合、実施するサーベイランスは切り替わりますか。

新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大するまでの間は、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団における患者発生を可能な限り早期に探知するサーベイランスを実施するとともに、重症化及びウイルスの性状変化の監視、全体の発生動向の把握のためのサーベイランスを実施します。

新型インフルエンザ（A/H1N1）を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大した場合、クラスターサーベイランスは中止し、その他のサーベイランスについて、発生状況に応じた運用を行うこととしています。

問2 サーベイランスにより把握された患者が新型インフルエンザ（A/H1N1）と確定された場合、感染症法に基づく届出は行うのですか。

クラスターサーベイランスにより確定した新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者等に係る届出については、平成21年7月22日健感発0722第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について（施行通知）」をご参照下さい。

なお、ウイルスサーベイランス、インフルエンザ入院サーベイランス等において、新型インフルエンザと確定した場合、基本的には、感染症法第12条に基づく届出を行う必要はありません。

問3 今後、感染症サーベイランスシステム（NESID）疑い症例調査支援システムへの入力が必要ですか。

6月19日に改定した「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」を踏まえ、今後、全ての患者（疑い患者を含む。）を把握するのではなく、新型インフルエンザの集団における患者発生を重点的に、可能な限り早期に探知することから、疑い症例調査支援システムへの入力は必ずしも必要ではありません。ただし、自治体が活用することについては、特に差し支えありません。

2 クラスター（集団発生）サーベイランス

平成21年7月22日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について（Q & A等）」症例改正に伴う医師の届出の変更についてのQ & A（地Ⅲ95F）をご参照下さい。

3 ウイルスサーベイランス

問1 病原体定点医療機関を受診した患者の検体を検査するのはなぜですか。

病原体定点医療機関においては、流行しているインフルエンザウイルスの抗原性、遺伝子型、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べることにより、ウイルスの病原性の変化の把握や治療方針の見直し等に役立てることになります。

また、インフルエンザウイルスの型・亜型を調べることにより、流行しているインフルエンザ全体に占める新型インフルエンザの割合を評価することにより、新型インフルエンザ（A/H1N1）の発生動向を的確に把握することとなります。

問2 病原体定点医療機関を受診した全ての患者について、新型インフルエンザの検査を行うのですか。

新型インフルエンザ（A/H1N1）の検査を行う対象は、病原体定点医療機関を受診し、保健所に報告する全てのインフルエンザの患者及び新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者です。インフルエンザの患者の発生状況に応じた、検体の採取に係る考え方については、別添3（省略）をご参照下さい。

検体の検査については、インフルエンザ迅速診断キットB型が陽性となる等、新型インフルエンザが除外される場合、医師は検体の採取は行いますが、都道府県等は新型インフルエンザの検査を行う必要はありません。

また、集団発生が増える等、新型インフルエンザ(A/H1N1)の診断のための検査の数が多い場合、迅速に新型インフルエンザの集団発生等を把握する観点から、自治体の状況に応じて、診断のための検査を優先して差し支えありません。

問3 ウイルスサーベイランスにおいて検体を採取した場合、すぐに新型インフルエンザ(A/H1N1)の検査を行う必要がありますか。

病原体定点医療機関においては、個人の診断ではなく、新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生動向を把握する観点から、検体を採取した後、すぐに検査を行う必要はありませんが、地方衛生研究所においてあらかじめ定めたウイルス分離のスケジュールに従って、少なくとも1週間に1回程度は行うことが望まれます。

問4 インフルエンザの患者が少ない時は、検体を採取しなくてもよいですか。

今後、新型インフルエンザ(A/H1N1)の感染拡大を早期に探知することが重要であることから、インフルエンザの患者が少ない時期にあっても、インフルエンザと診断された者については、インフルエンザとあわせた新型インフルエンザ検査のための検体の採取をお願いします。

問5 新型インフルエンザの検査を行うために検体を採取することについて、患者の同意が得られない場合、検体を採取しなくてもよいですか。

インフルエンザの発生動向を的確に把握するために、検体を採取し、検査を行うことは重要であることを患者に説明し、同意を得た上で、インフルエンザの検体を採取し、検査を行うことが重要です。

4. インフルエンザ入院サーベイランス

問1 入院したインフルエンザ様症状を呈する患者の検査をするのはなぜですか。

新型インフルエンザ(A/H1N1)の患者のうち、重症になる者を把握することにより、重症化及びウイルスの性状変化を早期に把握する観点から、インフルエンザ様症状を呈する入院患者を把握した場合、確認検査により、新型インフルエンザ(A/H1N1)の患者であるかどうかの判別を行い、臨床情報を把握します。

問2 インフルエンザの患者について、入院紹介元もしくは入院紹介先の医療機関のうち、どちらが保健所に報告するのですか。

入院したインフルエンザの患者が新型インフルエンザであった場合、臨床経過を把握する必要があること等から、入院した先の医療機関が、当該患者について保健所へ報告するようお願いします。

問3 新型インフルエンザ(A/H1N1)を含むインフルエンザの感染が相当程度拡大した後も、全ての入院患者について検査を行いますか。

当該時期における方針については、適時、見直すこととします。

問4 インフルエンザ定点医療機関においては、新型インフルエンザ(A/H1N1)と診断された患者について、インフルエンザの届出と同様の様式、方法で、報告する旨の記載があるが、新型インフルエンザ(A/H1N1)と診断された患者数等は、インフルエンザの患者数を合計して、報告してよいか。

問題ありません。